

スポーツ振興基本計画（改定版）

文部科学省ホーム
ページより抜粋

概要

【計画の背景】

スポーツ振興法の規定に基づき、平成 12 年 9 月に文部大臣告示として策定。（平成 13 年度（2001 年）～22 年度（2010 年）の 10 年計画）

計画策定から 5 年が経過したことに伴い、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の意見を踏まえ、平成 18 年 9 月に計画を改定。

【計画の概要】

1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策

子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。

2. 地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 50 パーセントとなることを目指す。

3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて 3.5 パーセントとなることを目指す。

スポーツ振興基本計画（一部抜粋）

本計画は、平成 13 年度から概ね 10 年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示したものであるが、計画の開始から 5 年間の進捗状況等を踏まえ、今後の 5 年間の計画として全体の見直しを行ったものである

I 総論

1. スポーツの意義

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

すなわち、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、さらには、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。特に、高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が予想される 21 世紀の社会において、生涯にわたってスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義がある。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、国民のスポーツへの関心を高め、国民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものである。

更に、スポーツは、社会的に次のような意義も有し、その振興を一層促進していくための基盤の整備・充実を図ることは、従前にも増して国や地方公共団体の重要な責務の一つとなっている。

ア、スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものであり、特に自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培うものである。また、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、

- 豊かな心と他人に対する思いやりをはぐくむ。さらに、様々な要因による子どもたちの精神的なストレスの解消にもなり、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健全育成に資する。
- イ. スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、住民が一つの目標に向い共に努力し達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じるにより、地域の一体感や活力が醸成され、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつながるなど、地域における連帯感の醸成に資する。
 - ウ. スポーツを振興することは、スポーツ産業の広がりと共に伴う雇用創出等の経済的効果を生み、我が国の経済の発展に寄与するとともに、国民の心身両面にわたる健康の保持増進に大きく貢献し、医療費の節減の効果等が期待されるなど、国民経済に寄与する。
 - エ. スポーツは世界共通の文化の一つであり、言語や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競うことにより、世界の人々との相互の理解や認識を一層深めることができるなど、国際的な友好と親善に資する。

このように多様な意義を有する文化としてのスポーツは、現代社会に生きるすべての人々にとって欠くことのできないものとなっており、性別や年齢、障害の有無にかかわらず国民一人一人が自らスポーツを行うことにより心身ともに健康で活力ある生活を形成するよう努めることが期待される。

なお、人間とスポーツとのかかわりについては、スポーツを自ら行うことのほかに、スポーツをみて楽しむことやスポーツを支援することがある。スポーツをみて楽しむことは、スポーツの振興の面だけでなく、国民生活の質的向上やゆとりある生活の観点からも有意義である。また、スポーツの支援については、例えば、ボランティアとしてスポーツの振興に積極的にかかわりながら、自己開発、自己実現を図ることを可能とする。人々は、このようにスポーツへの多様なかかわりを通じて、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していくのである。従って、スポーツへの多様なかかわりについても、その意義を踏まえ、促進を図っていくことが重要である。

2. 計画のねらい

我が国においては、年間労働時間の短縮や学校週5日制の実施等による自由時間の増大、仕事中心から生活重視への国民の意識の変化などにより、主体的に自由時間を活用し、精神的に豊かなライフスタイルを構築したいという要望が年々強まっている。

しかしながら、一方では、科学技術の高度化、情報化等の進展により、人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力が低下したりするなどの心身両面にわたる健康上の問題が顕在化してきている。中でも、次代を担う子どもの体力が低下傾向にあることは、将来の明るく豊かで活力ある社会の形成にとって、極めて憂慮すべきことである。

また、我が国は、平均寿命の伸長と出生率の長期的な低下という少子・高齢化に直面しており、2050年(平成62年)には、ほぼ3人に1人が65歳以上のいわゆる老年人口となることが予測されている。このような社会において国民が全体として生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送ることが、個々の国民の幸福にとどまらず社会全体の活力の維持のためにも強く求められている。

このような社会環境の変化に伴い、国民のスポーツの実施目的、実施内容も高度化・多様化し、行政や関係団体等に求められる内容も変化してきている。

一方、アテネ夏季オリンピック競技大会にみられるように、我が国のトップレベルの競技者の世界の舞台での活躍は、国民に大きな夢と感動を与えるものであり、今後の国際競技大会における活躍への期待も年々高まっている。

このような状況の中、現代社会におけるスポーツの果たす意義、役割を考えたとき、国民のスポーツへの主体的な取組みを基本としつつ、国民のニーズや期待に適切にこたえ、国民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できるような、また、競技力の向上につながるようなスポーツ環境を整備することは、国、地方公共団体の重要な責務である。こうしたスポーツ振興施策を効果的・効率的に実施するに当たっては、施策の定期的な評価・見直しを行い、中・長期的な見通しに立って、スポーツの振興をめぐる諸課題に体系的・計画的に取り組むことが求められている。

本計画は、このような視点から、スポーツの機会を提供する公的主体及び民間主体と、利用する住民や競技者が一体となった取組みを積極的に展開し、一層のスポーツ振興を図ることにより、21世紀における明るく豊かで活力ある社会の実現を目指すものである。

3. 計画の主要な課題

本計画においては、上に述べたような「ねらい」を踏まえ、今後のスポーツ行政の主要な課題として次のものを掲げ、その具体化を図ることとする。

- (1) スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策
- (2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
- (3) 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

また、地方公共団体において、本計画を考慮しながら地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めることとなっているが、これらの計画とあいまって、スポーツ振興のための各種施策を総合的かつ積極的に推進していくこととする。

なお、これらの施策の実施に当たっては、国や地方公共団体における連携はもとより、スポーツ団体相互の連携の促進に努めるとともに、公的主体と民間主体との間の役割分担にも配慮しつつ、スポーツ団体や国民各層に対して積極的に各種施策を周知するなど効果的な推進に努めていくこととする。

4. 計画の性格

本計画は、スポーツ振興法に基づいて、長期的・総合的な視点から国が目指す今後のスポーツ振興の基本的方向を示すものであると同時に、地方公共団体にとっては、地方の実情に即したスポーツ振興施策を主体的に進める上での参考指針となるものである。現在、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること等を基本として、地域の特性を生かしつつ、魅力ある地域づくりを進めている各地方公共団体においては、自らの選択と責任に基づく主体的な地域づくりの一環として、創意と工夫を凝らしたスポーツ振興施策を推進することが期待される。

また、民間のスポーツ団体においては、本計画で示された基本的なスポーツ振興の方向を踏まえて、各団体に期待される役割に応じ、その事業活動の強化を積極的に図るとともに、必要な組織体制の充実に努めることが望まれる。

5. 計画の実施

(1) 計画の期間等

本計画は、平成 13 年度から概ね 10 年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示したものである。

本計画に基づく施策の実施に際しては、適宜その進捗状況の把握に努めるものとする。

(2) 本計画に掲げる施策の推進に必要な財源の確保

本計画に掲げる施策の推進に当たっては、スポーツ振興のための財源確保が重要である。このうち国が推進すべき施策に必要な財源については、予算措置以外に、平成 2 年にはスポーツ振興基金が設立されたところであるが、更に平成 10 年には、スポーツ振興投票を通じてスポーツの振興のために必要な資金を得ることを目的としたスポーツ振興投票制度が成立するなど、多様な財源確保のための取組みが行われてきている。

スポーツ振興投票を実施して得られる収益は、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできるような地域のスポーツ環境づくりや、トップレベルで活躍できる競技者を発掘するなどの環境づくり、また、スポーツ振興基金からは、トップレベルの競技者の競技力向上に資するような事業など、我が国におけるスポーツの一層の振興を図るために行う各種の事業に対して助成することとされている。

本計画に掲げる国の施策の推進に必要な資金の充実のため、財政事情等を考慮しつつ、スポーツ振興のために必要な予算措置等について今後ともその充実に努めるとともに、スポーツ振興投票の収益確保をはじめ、引き続き多様な財源確保のための取組に努めることとする。

また、上に述べた多様な財源の配分に当たっては、各種財源の役割を明確にしつつ、これらの財源を効率的に活用するよう努めるものとする。

II スポーツ振興施策の展開方策

1. ≪省略≫

2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策 政策目標：

- (1) 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- (2) その目標として、できるかぎり早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 2 人に 1 人（50 パーセント）となることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を 21 世紀の早期に実現するため、国民が日常的にスポーツを行う場として期待される総合型地域スポーツクラブの全国展開を最重点施策として計画的に推進し、できるかぎり早期に成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 50 パーセントとする。

○総合型地域スポーツクラブの全国展開

①到達目標

- ・ 2010 年（平成 22 年）までに、全国の各市区町村において少なくとも 1 つは総合型地域スポーツクラブを育成する。
- ・ 2010 年（平成 22 年）までに、各都道府県において少なくとも 1 つは広域スポーツセンターを育成する。

②現状と課題

（スポーツ環境の現状と課題）

我が国では、学校と企業を中心にスポーツが発展してきた。このため、地域のスポーツクラブを中心にスポーツ活動が行われているヨーロッパ諸国等と異なり、学校を卒業するとスポーツに親しむ機会が減少する傾向にある。内閣府（旧総理府）が実施した「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく算出によると、我が国の週 1 回以上のスポーツ実施率は平成 9 年の調査では約 34.7 パーセント、平成 16 年の調査では約 38.5 パーセントと、50 パーセントを超えるヨーロッパの先進諸国に比べて低い状況にある。

確かに、現在、公共スポーツ施設を拠点とした地域スポーツクラブや従業員の福利厚生を目的とした職場のスポーツクラブ、民間の商業スポーツクラブも存在するが、公共スポーツ施設を拠点とするスポーツクラブの約 9 割が単一種目型であることに代表されるように、これらのスポーツクラブは性別、年齢、種目が限定的であったりするため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめる

ようになっているとは言い難い状況にある。

こうした状況を改善し、国民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するためには、多世代、多様な技術・技能レベルに属し、多様な興味・関心を有する者が参加できる地域スポーツクラブの育成が必要である。

（総合型地域スポーツクラブの必要性）

「総合型地域スポーツクラブ」とは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態である。我が国では、身近な生活圏である中学校区程度の地域において、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点としながら、地域の実情に応じて民間スポーツ施設も活用した、地域住民の誰もが、性別、年齢、障害の有無にかかわらず参加できる総合型地域スポーツクラブが定着することが適当と考えられる。特に学校体育施設は地域の最も身近なスポーツ施設であり、住民のスポーツ活動における期待は大きい。なお、総合型地域スポーツクラブを育成することは、完全学校週5日制時代における地域の子どものスポーツ活動の受け皿の整備にもつながり、さらには地域の連帯意識の高揚、世代間交流等の地域社会の活性化や再生にも寄与するものである。

総合型地域スポーツクラブの特徴は、次のとおりである。

- ア. 複数の種目が用意されている。
- イ. 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できる。
- ウ. 活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- エ. 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。
- オ. 以上について、地域住民が主体的に運営する。

（総合型地域スポーツクラブの育成の現状と課題）

現在、全国の市区町村の約33パーセントにあたる783市区町村において2,155の総合型地域スポーツクラブが育成されている（平成17年7月）。これまで、国や地方公共団体、スポーツ団体、地域住民等の各主体の取組により、総合型地域スポーツクラブの育成が進んできているが、全国の市区町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成するために、更なる取組が求められている。

総合型地域スポーツクラブの育成を取り巻く課題は、次のとおりである。

- ア. これまで我が国では、学校と企業を中心にスポーツ活動が行われてきたため、地域においてスポーツ施設や指導者等のスポーツ活動の基盤となる環境が十分整備されてきていない。こうした状況の中で、地域住民には、自らのスポーツ活動のための環境を地域で主体的に創り出すという意識が根付いておらず、総合型地域スポーツクラブの意義が未だ十分理解されていない現状にある。また、地域のスポーツ行政担当者や体育指導委員、スポーツ団体の間においても、総合型地域スポーツクラブの意義・必要性が十分認識されていない場合が少なくない。さらに、総合型地域スポーツクラブ創設へのニーズが高まっている地域でも、地域の関係者間の調整を行いながら創設を推進していく熱意と能力を有する人材を得るのが難しい。
- イ. 地域のスポーツサービスは無料又は廉価で行政から提供されるものという従来の意識は徐々に払拭されつつはあるものの、会費収入等によりクラブの安定的な財源を確保することが困難な事例も見られる。この傾向はクラブ創設初期ほど顕著と言える。
- ウ. 事業体としての総合型地域スポーツクラブを円滑に運営するためには、経営能力を有する専門的な人材（クラブマネジャー）が必要である。しかし、こうした人材の育成に関するノウハウやカリキュラムはスポーツ団体や地方公共団体において蓄積されつつあるものの、必要なスタッフの確保は容易ではない現状にある。
- エ. 総合型地域スポーツクラブは、単にスポーツ活動の場であるだけでなく、地域住民の交流の場としても期待され、そのためには地域住民の交流の場（たまり場）となるクラブハウスは欠かせない。しかし、我が国の総合型地域スポーツクラブの活動の拠点として期待される学校体育施設や公共スポーツ施設にはクラブハウスがない場合が多く、地域住民から期待される役割を果たすために必要な機能を備えているとは言い難い状況にある。

（広域スポーツセンターの育成の現状と課題）

個々の総合型地域スポーツクラブが、地域住民のニーズを踏まえて創設され、継続的かつ安定的に運営されるためには、前述のような多くの課題があり、個々の総合型地域スポーツクラブだけでは解決できない課題も少なくない。このため、総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、スポーツ活動全般について、効率的に支援することのできる広域スポーツセンターが必要である。

広域スポーツセンターは次の機能を備え、各広域市町村圏単位に設けられることが必要である。

- ア. 総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関する支援
- イ. 総合型地域スポーツクラブのクラブマネジャー・指導者の育成に関する支援
- ウ. 広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供
- エ. 広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催
- オ. 広域市町村圏におけるトップレベルの競技者の育成に関する支援
- カ. 地域のスポーツ活動に対するスポーツ科学・医学・情報面からの支援

現在、41都道府県において、広域スポーツセンターが設置されているが（平成18年4月）、各都道府県において少なくとも1つは広域スポーツセンターを育成するために、更なる取組が求められる。

③今後の具体的施策展開

21世紀において生涯スポーツ社会の実現に取り組む中で、総合型地域スポーツクラブの全国展開は本計画の根幹となるものであり、将来的には、中学校区程度の地域での総合型地域スポーツクラブの定着及び広域市町村圏程度の地域での広域スポーツセンターの設置が最終的目標である。この目標に向け、全国の市区町村を挙げた総合型地域スポーツクラブの育成と都道府県を挙げた広域スポーツセンターの育成を行う。

（国）

総合型地域スポーツクラブの全国展開を積極的に推進するため、総合型地域スポーツクラブ育成環境の整備、人材の育成及び生涯スポーツ社会の実現に向けた普及啓発の施策を講ずる。

ア．総合型地域スポーツクラブ育成環境の整備

総合型地域スポーツクラブの全国展開及び広域スポーツセンターの育成を引き続き推進する。特に、総合型地域スポーツクラブが域内に存在しない市区町村と地域のスポーツ団体等の関係団体に対し、総合型地域スポーツクラブの意義、役割、育成手法等について助言を行うなど、積極的なはたらきかけを行う。その際、総合型地域スポーツクラブの育成について豊富な知識と経験を有する日体協等のスポーツ団体との連携強化を図る。

また、全国広域スポーツセンター育成連絡協議会の開催等を通じ、各都道府県の広域スポーツセンターの連携強化を図る。

さらに、既に創設された総合型地域スポーツクラブにおいては、スポーツ活動の場としてだけでなく地域の交流拠点として機能しているものもあり、その活動をより魅力的なものとするとともに、スポーツを取り巻く今日の社会的課題に対応した取組が期待されている。このため、子どものスポーツ環境の充実等に資する学校との連携や地域における競技力の向上、女性、高齢者、障害者等がスポーツに参加しやすい環境づくり、企業との連携等の取組を行う総合型地域スポーツクラブを、スポーツ団体等と連携し、広域スポーツセンターを通じて支援する。

また、総合型地域スポーツクラブが地域のスポーツ振興やコミュニティ形成など地域で果たす公共的な役割を踏まえ、地域住民からの会費収入等による運営を基本としつつ、クラブの根幹的な要素や事業、具体的には、ロッカールーム、シャワー室、喫茶・談話室等を備えたクラブハウスの整備、スポーツ大会の開催等の事業、広域スポーツセンターの機能の整備、同センターにおけるクラブマネジャーの育成等のクラブ支援事業等に対する効果的な支援方策について、特に創設時の安定運営や施設の状況に配慮しながら検討を行い、具体化を図る。

イ．人材育成

地域で関係者間の調整を行い総合型地域スポーツクラブを創設する能力人材を育成するため、先進事例に関するセミナー等の開催や情報提供等を進める。

また、クラブマネジャーについては、総合型地域スポーツクラブの円滑な運営のために必要不可欠な存在であることを踏まえ、その育成を推進するとともに、資質の向上を図るため、研修会の開催や情報提供等を図り、あわせて総合型地域スポーツクラブの育成に尽力しているクラブマネジャーの取組がより適切に評価される仕組みの検討を行う。

ウ．生涯スポーツ社会の実現に向けた普及啓発

成人の2人に1人が毎週スポーツを行うような生涯スポーツ社会の実現に向けて、国民一人一人が自らの関心や体力に応じて、スポーツを生活文化として日常生活の中で行うことにつながるキャンペーンを実施する。

また、生涯スポーツ社会の実現に向けた総合型地域スポーツクラブの意義や効果について、国民全般への普及啓発を行う。

（地方公共団体）

総合型地域スポーツクラブの育成を図るため、地方公共団体においては、次の事項にも配慮しながら、国と連携する施策やその他の独自の施策を自主的・積極的に行うなど、多様な施策を地域において総合的に展開することが期待される。

ア．都道府県及び市区町村は、本基本計画を考慮しながら、自らのスポーツ振興計画を策定・改定する際、総合型地域スポーツクラブの育成を計画の中に位置付けること。

イ．都道府県は、総合型地域スポーツクラブに関する普及啓発を、地域住民に対して行うとともに、広域スポーツセンターの育成を推進し、あわせて総合型地域スポーツクラブの育成に取り組んでいる域内の市区町村の連絡協議会を設けることにより、総合型地域スポーツクラブの円滑な運営を支援すること。

なお、広域スポーツセンターは、都道府県が新たに建設する場合のほか、既にある基幹的スポーツ施設を都道府県が指定し、必要に応じて整備することも考えられる。

ウ．市区町村は、総合型地域スポーツクラブの育成を積極的に推進すること。特に、総合型地域スポーツクラブの創設の核となる熱意と能力のある人材を、地域住民の中から得て育成すること。なお、我が国の総合型地域スポーツクラブは、中学校区程度の地域ごとにあることが望ましいが、育成の初期段階においては、地域の実態に応じて多様な規模の総合型地域スポーツクラブが形成されることも考えられる。

また、総合型地域スポーツクラブの活動拠点となる地域の公共スポーツ施設の充実を図るとともに、学校体育施設の開放、地域との共同利用を一層促進すること。その際、事務の効率化や地域住民へのサービス向上に配慮しつつ、公共スポーツ施設の指定管理者として総合型地域スポーツクラブを指定することや、地域の実情に応じて活動施設の1つとして民間スポーツ施設の活用も考えられる。

さらに、クラブハウスの整備を推進すること。なお、クラブハウスは新たに建設するほか、学校の余裕

教室や既存の公共スポーツ施設の積極的な活用が考えられる。

- エ. 都道府県及び市区町村は、総合型地域スポーツクラブに対し、その組織の継続性、透明性を高め、地域のスポーツ振興という公益活動に一層貢献するために、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）等の法人格を取得することについて助言を行うこと。

（スポーツ団体）

各種のスポーツ事業を実施するスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブの全国展開のため、次のような取組に早急に着手することが期待される。

- ア. スポーツ団体においては、国や広域スポーツセンターと連携し、クラブマネジャーの育成を推進すること。また、地域の体育協会やレクリエーション協会、体育指導委員協議会、障害者スポーツ協会等の各種スポーツ団体においては、スポーツ指導者の派遣や事業の運営等の面で連携・協力し、総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること。特に日体協においては、国と連携して、総合型地域スポーツクラブが域内にない市区町村に対して、総合型地域スポーツクラブの意義、役割、育成手法等について助言するなどして、積極的に総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること。その際、地域の体育協会の内部組織であるスポーツ少年団を創設母体の一つとすることも考えられる。また、日レク協等においては、総合型地域スポーツクラブが、誰もが気軽に親しめるニュースポーツ等の活動を実施する際に連携・協力すること。
- イ. 既存の地域スポーツクラブにおいては、地域の状況や住民の多様なスポーツニーズを踏まえ、有機的な連合や、将来的には総合型地域スポーツクラブへの転換を図ること。

（総合型地域スポーツクラブ）

創設後の総合型地域スポーツクラブにおいては、円滑かつ継続的に事業を展開するため、次のような取組が望まれる。

- ア. NPO 法人等の法人格を取得すること。法人格を取得することで総合型地域スポーツクラブは、組織として権利義務の主体となることが可能となる。また、事業内容や会計の透明化により地域の行政関係者の信頼を得ることから、行政との連携の円滑化にも資すると考えられる。さらに、事業内容や会計の透明化は、会費を納める地域住民の一層の信頼を得られることにもつながり、クラブの継続性にも寄与すると考えられる。
- イ. 傷害保険への総合型地域スポーツクラブとしての加入や危機管理マニュアルの整備等、活動中に生じる可能性のある事故に備えること。
- ウ. 学校やプロスポーツ組織等と連携して地域スポーツの環境づくりや競技力の向上に取り組むとともに、女性、高齢者、障害者等がスポーツに参加しやすい環境づくり等に取り組むこと。
- エ. 総合型地域スポーツクラブへの加入層を広げてスポーツ実施率を高めていくために、スポーツ活動にとどまらず、地域住民のニーズに応じて、健康教室の開催や、レクリエーション・文化・福祉活動等も加えたクラブに発展させていくこと。
- オ. 会員のニーズや地域の実情に応じて、カフェテリア、託児室、体力・スポーツ相談等のためのトレーナー室等をクラブハウスに設けたり、民間スポーツ施設も活動の場に活用したりするなど、多様なサービスを提供するよう努めること。

（地域住民）

日常、生活文化としてスポーツに親しむため、自らのスポーツ環境を主体的に整備し、総合型地域スポーツクラブの育成に有償スタッフやスポーツボランティア等として取り組むことが期待される。特に、スポーツ指導に関する実績や能力を有する学校教員や会計等の組織運営について専門知識を有する地域住民においては、より積極的に総合型地域スポーツクラブの活動に参加することが期待される。また、スポーツに関する認定資格を持つ地域の医師においては、地域住民の健康相談やスポーツ傷害等の医療面で積極的に総合型地域スポーツクラブの活動に参加することが期待される。

（学校）

学校は、地域のスポーツ環境の状況や学校の実態に応じて、運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携等地域社会と連携したスポーツ活動の展開に努めることが期待される。

また、施設、人材等の面でスポーツに関する豊富な資源を有している大学等においては、学生等のスポーツ活動の充実はもとより、地域の一員として地域スポーツ振興に積極的に関わり、総合型地域スポーツクラブの育成に参画することが期待される。

（プロスポーツ組織、企業、民間スポーツ施設）

プロスポーツ組織や企業においては、地域の一員として総合型地域スポーツクラブの育成に参画するなど、地域の実態に即した形での貢献を行うことが期待される。例えば、プロスポーツ組織は、トップチームの下部組織として、地域住民が参加するスポーツクラブを育成することやスポーツ指導者を派遣すること等が考えられる。

また、民間スポーツ施設においては、総合型地域スポーツクラブに活動の場を提供したり、スポーツ指導者の派遣を行うなど地域のスポーツ活動により一層寄与することが望まれる。

以下省略

【参考】文部科学省 スポーツ振興基本計画

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014/004.htm

平成 18 年度

県民の体力・スポーツに関する調査

【ハンドブックオリジナル概要版】



この調査は「いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも」運動やスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、様々な取り組みの基礎資料とするために行われました。

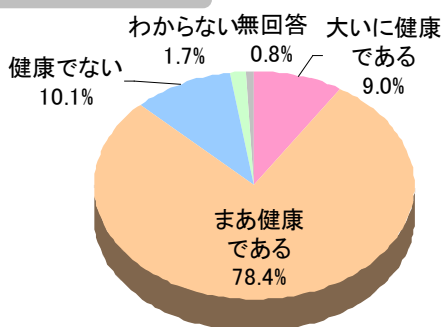
神奈川県立体育センター

本資料は、「かながわ総合型地域スポーツクラブハンドブック」用に編集したものです。

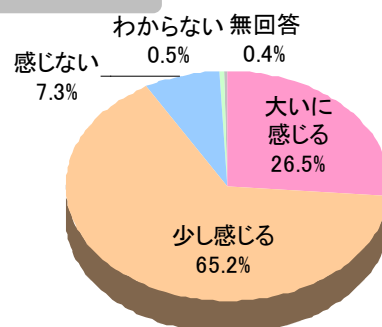
I 健康・体力観

- ・ 普段の健康・体力感をたずねたところ、全体の9割近くの人が「大いに健康である」または「まあ健康である」と感じていますが、体力の衰えについては9割以上の人が多量なりとも体力の衰えを感じています。また、8割以上の人精神な疲労を感じています。
- ・ 肥満を感じるかについてたずねたところ、6割近くの人肥満を感じています。
- ・ 普段、運動不足を感じるかについてたずねたところ、4割近くの人「大いに」運動不足を感じていて、「少し感じる」と合わせると8割以上になります。特に30代と40代で「大いに感じる」人が多いようです。

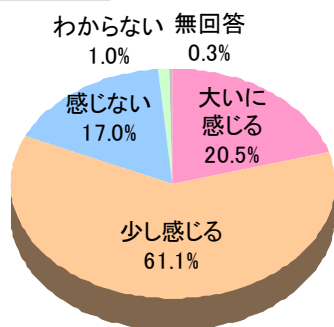
普段の健康



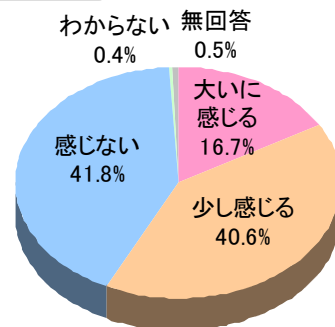
体力の衰え



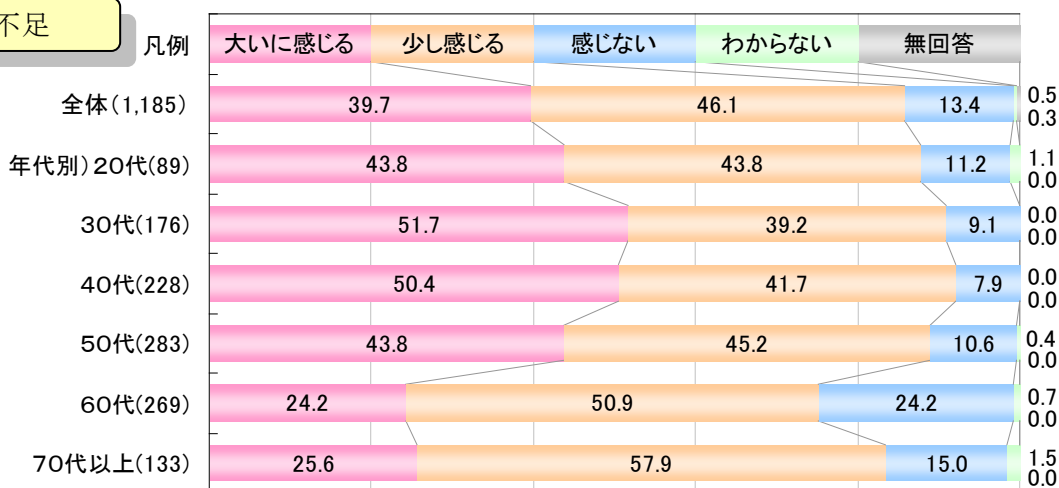
精神的疲労



肥満

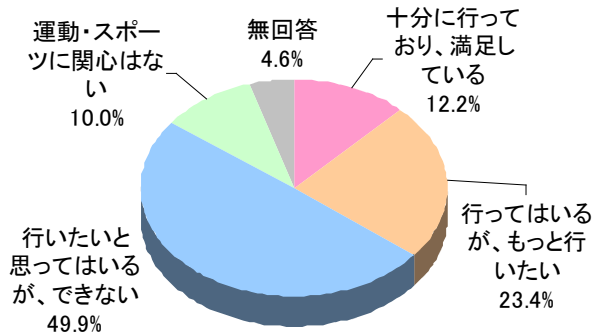


運動不足



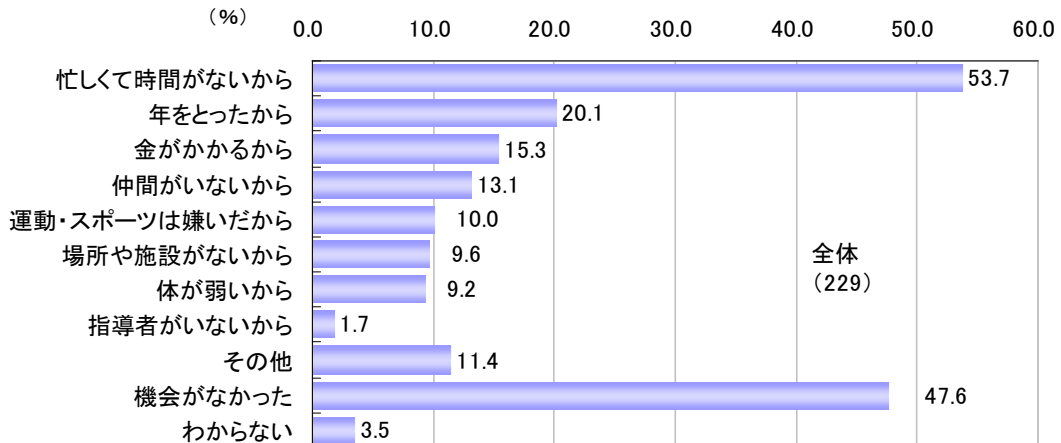
II 運動・スポーツの満足度

運動・スポーツの満足度をたずねたところ、「行いたいと思っはいるが、できない」がほぼ半数を占めています。また、「行ってはいるが、もっと行いたい」を含めると7割以上の人が、現在の運動・スポーツ状況に満足していないようです。



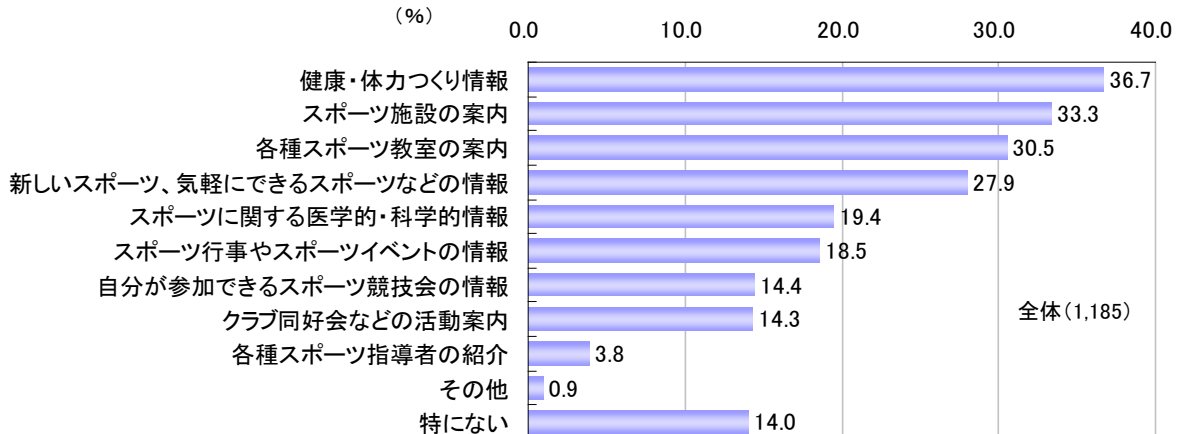
III 運動・スポーツをしなかった理由

最近1年間に運動・スポーツをしなかった理由としては、「忙しくて時間がないから」と「機会がなかった」が大きな割合を占めています。



IV 運動・スポーツ関連情報ニーズ

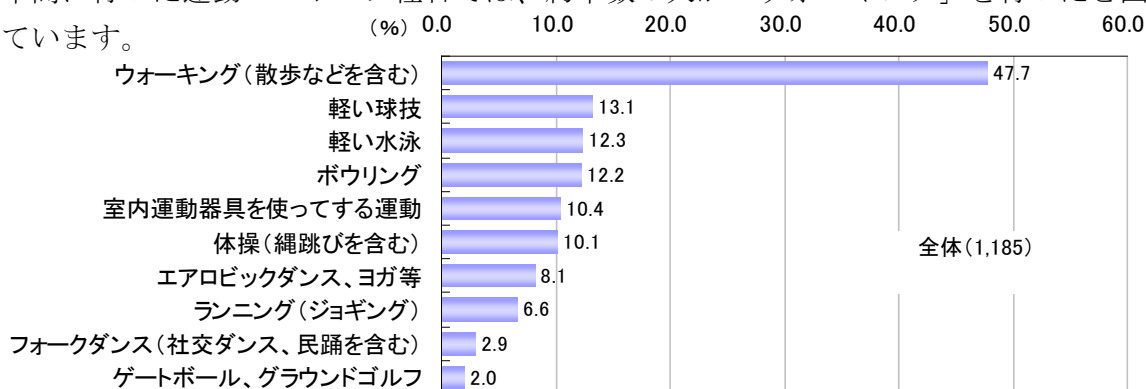
皆さんが知りたいと思っはいる運動・スポーツに関する情報は多岐に渡っはいますが、特に「健康・体力つくり情報」「スポーツ施設の案内」「各種スポーツ教室の案内」「新しいスポーツ、気軽にできるスポーツなどの情報」が求められています。



V 運動・スポーツの実施状況

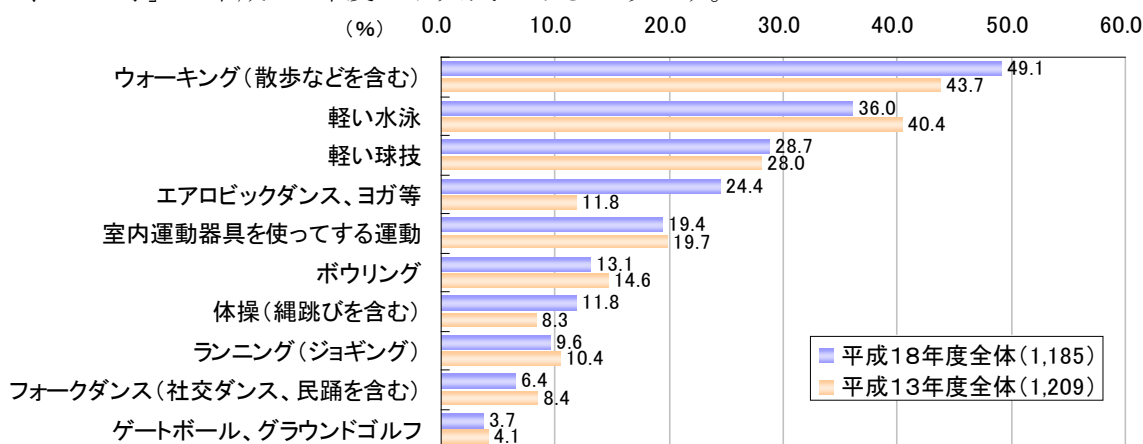
1年間に行った運動・スポーツの日数

1年間に行った運動・スポーツ種目では、約半数の人が「ウォーキング」を行ったと回答しています。



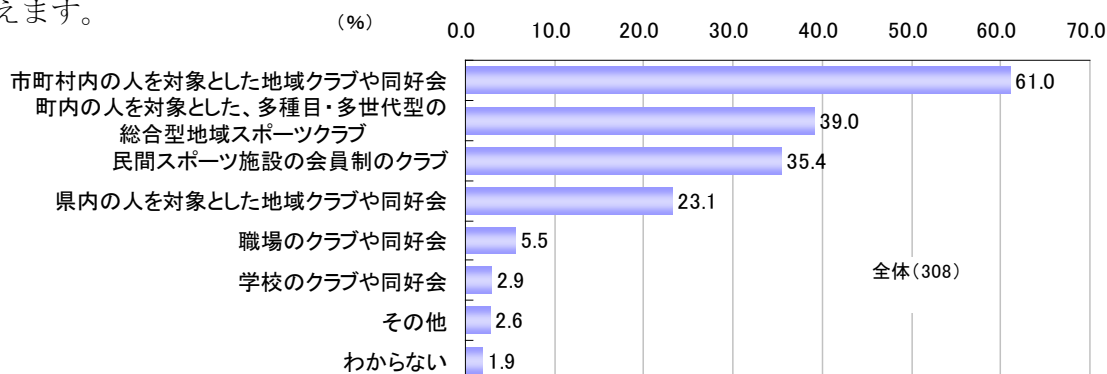
今後行いたい運動・スポーツ種目(トップ10)

今後行いたい種目でも「ウォーキング」が1位となっています。また、「エアロビックダンス、ヨガ等」が平成13年度より人気があるようです。



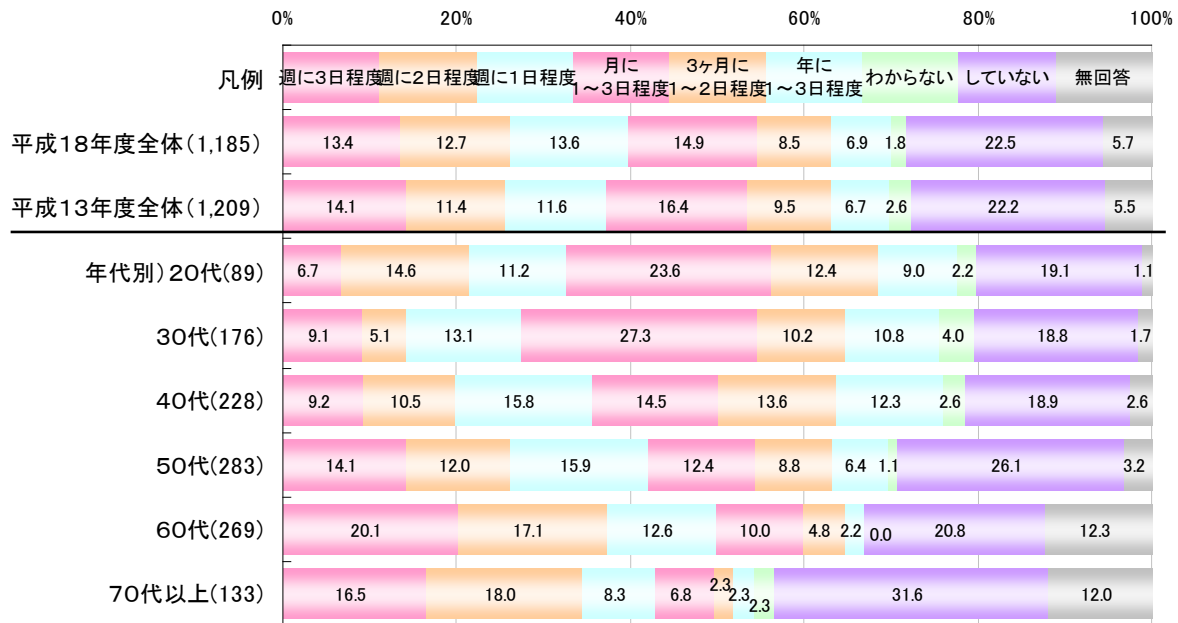
VI 加入したい運動・スポーツクラブ

6割以上の人が「市町村内の人を対象とした地域クラブや同好会」に加入したいと回答しています。また「町内の人を対象とした、多様目・多世代型の総合型地域スポーツクラブ」と回答した人も多く、市町村単位の地域のクラブ・同好会の加入意向の高さがうかがえます。



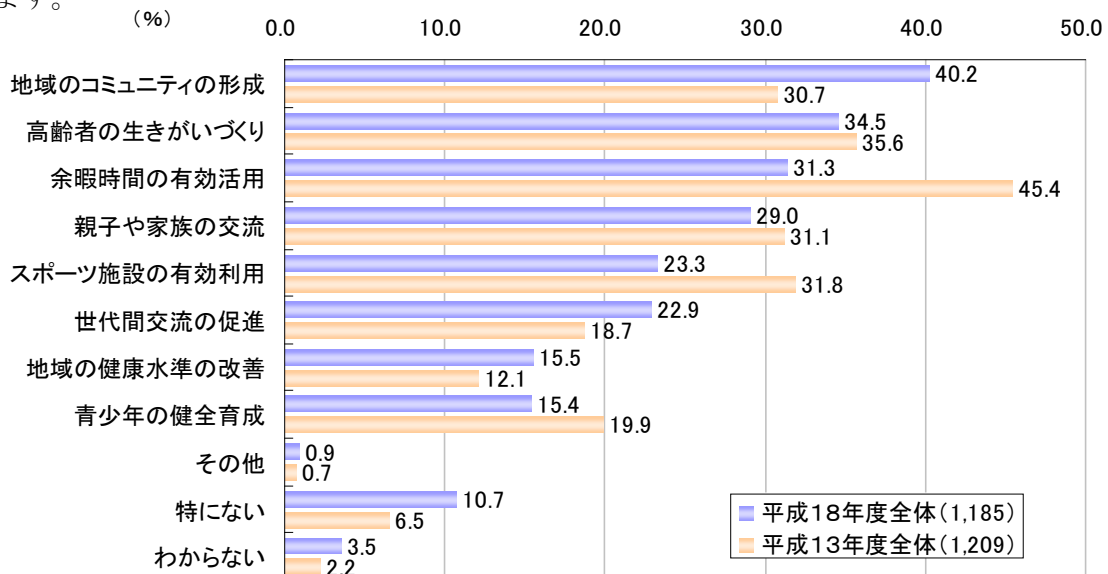
VII 1年間に行った運動・スポーツの日数

「県民の体力・スポーツに関する調査」に基づく体育センター推計
 1年間に行った運動・スポーツの日数をみると、平成13年度調査とほぼ同じで5割以上の人が月に1日以上運動やスポーツを行っています。一方、約2割の人が運動・スポーツを行っていないと回答しています。年代別でみると20代、30代から60代にかけて年齢とともに、週に1日以上運動・スポーツを行っている割合が増えています。また70代では週1日以上運動・スポーツを行っている層と行っていない層がほぼ同じ割合となっています。



VIII スポーツ振興について

地域のスポーツ振興に期待する効果を尋ねたところ、「地域コミュニティの形成」「高齢者の生きがいがづくり」「余暇時間の有効活用」「親子や家族の交流」の回答が多くなっています。特に「地域コミュニティの形成」は平成13年度調査時より、多くの人に期待されています。



調査実施概要

- (1) 調査地域 . . . 神奈川県全域
- (2) 調査対象 . . . 平成18年4月1日現在で満20歳以上の男女個人
- (3) 標本数 . . . 有効回収1,185サンプル
- (4) 抽出方法 . . . 住民基本台帳を用いた層化二段階無作為抽出法
- (5) 調査方法 . . . アンケート調査票を用いた往復郵送調査法
- (6) 調査期間 . . . 平成18年7月6日（木）～8月1日（火）
- (7) 調査実施機関 . . . 株式会社 RJC リサーチ

運動・スポーツに関するお問い合わせは

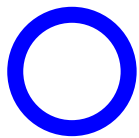
神奈川県立体育センター

〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2

TEL0466-81-5611 FAX0466-83-4622

メールアドレス taiiku-c.4317@pref.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4317/index.html>



資料編 “かながわ” の総合型地域スポーツクラブ

“かながわ” の総合型地域スポーツクラブ

クラブ名	既存のクラブから創設					
	かながわクラブ	湘南ベルマーレ スポーツクラブ	湘南ベルマーレ スポーツクラブ	相模原 フットボールクラブ	馬堀スポーツクラブ	スポーツクラブ1994
設立年月日	S54.4.1	H17.4.1	H13.6	H8.4.1	H14.4.1	H17.6.29
法人格の有無	NPO法人	NPO法人	NPO法人	NPO法人	なし	NPO法人
設立母体	サッカークラブ	サッカークラブ	サッカークラブ	サッカークラブ	サッカークラブ	陸上クラブ
会員総数	261人	100人	670人	412人	217人	
会費の 徴収平均額/月	6,400円	なし	6,300円	4,000円	1,000円	2,000円
種目数	6種目	3種目	6種目	5種目	4種目	3種目
種目名	・サッカー ・ヨーガ ・カヌー ・キャンプ 他	・ジュニア、ジュニア ユースサッカー ・フィットネス ・ポート	・サッカー ・ビーチバレー ・トライアスロン ・ソフトボール	・サッカー ・テニス ・エアロビクス ・健康体操 ・親子レクリエーション	・少年サッカー ・多目的スポーツ教室 ・屋内外レクリエー ション活動 ・ジュニアフットサル	・陸上競技 ・エアロビクス ・健康体操
活動種目以外	・講習会・研修会	・講習会・研修会 ・スポーツレクリエーション大会 ・交流イベント など	・講習会・研修会 ・スポーツレクリエーション大会	・講習会・研修会	・講習会・研修会 ・スポーツレクリエーション大会 ・運動適正テスト	・講習会・研修会 ・スポーツレクリエーション大会 ・交流イベント
一週間の活動日数	3～4日	3～4日	毎日	5～6日	1～2日	1～2日
指導者	14人	20人	17人	14人	35人	12人
マネジャーの配置	常勤1人	常勤1人	常勤2人	なし	常勤1人	常勤1人
事務局員の配置	常勤1人 非常勤1人	常勤8人	常勤2人	常勤1人	非常勤15人	非常勤1人
活動拠点	・学校体育施設	・学校体育施設	・公共スポーツ施設 ・民間スポーツ施設	公共のスポーツ施設	学校体育施設	公共スポーツ施設

クラブ名	既存のクラブから創設			地区体協、自治会から創設		
	横浜ラグビー アカデミー	横浜スポーツアンド カルチャークラブYSCC	港スポーツクラブ	金程中学校区 「わ・わ・わ」クラブ	高津総合型 スポーツクラブ SELF	善行・大越 スポーツクラブ
設立年月日	H15.9.23	H18.6.24	H18.4.1	H18.2.26	H18.3.26	H18.2.26
法人格の有無	NPO法人	NPO法人	なし	なし	NPO法人	なし
設立母体	ラグビークラブ	サッカークラブ	特になし	特になし	特になし	特になし
会員総数	22人	817人	66人	167人	235人	125人
会費の 徴収平均額/月	800円	4,000円	250円	1,000円	750円	250円
種目数	3種目	6種目	4種目	4種目	12種目	8種目
種目名	・ラグビー ・サッカー	・サッカー ・バドミントン ・バスケットボール ・ヨガ 他	・ミニバスケット ・バドミントン ・卓球 ・ソフトバレー	・バドミントン ・卓球 ・よこいソーラン ・ピート・コア ・ウォーキング	・バドミントン ・卓球 ・キンボール ・フライングフットボール ・ヨガ 他	・卓球 ・スポーツ吹き矢 ・エアロビクス ・太極拳 他
活動種目以外	・講習会・研修会 ・スポーツレクリエーション大会 ・交流イベント	・講習会・研修会 ・講演会	・講習会・研修会	交流イベント	・講習会・研修会 ・スポーツレクリエーション大会 ・交流イベント	・講演会 ・スポーツレクリエーション大会 ・交流イベント
一週間の活動日数	1～2日	毎日	5～6日	3～4日	5～6日	3～4日
指導者	15人	17人	6人	0人	12人	11人
マネジャーの配置	なし	常勤1人	常勤1人	なし	常勤1人非常勤3人	常勤1人
事務局員の配置	常勤1人非常勤1人	常勤5人非常勤1人	なし	なし	常勤1人	なし
活動拠点	学校体育施設	学校体育施設	学校体育施設	学校体育施設	学校体育施設	学校体育施設

クラブ名	地区体協、自治会から創設			レクリエーション協会から創設		学校内部から創設
	金沢スポーツクラブ	さかえスポーツクラブ	寒川総合 スポーツクラブ	相模台地区スポーツレク リエーションクラブ(JOUJOY)	平間スポーツレクリエ ーションクラブ	相模原スポーツコミュニ ティ(SSC)
設立年月日	H18.3.17	H18.2.26	H18.5.16	H15.3.30	H14.12.1	H17.10.18
法人格の有無	なし	なし	なし	なし	なし	NPO法人
設立母体	特になし	特になし	体協、レク協、スポ少	複数のクラブチームを統合して		母体となる活動から自主的に
会員総数	1,109人	56人	200人	74人	21人	73人
会費の 徴収平均額/月	なし	1,000円	なし	1,500円	200円	2,000円
種目数	24種目	4種目	2種目	7種目	7種目	3種目
種目名	・テニススクール ・カヌークラブ ・健康サポートスク ール他	・バドミントン ・室内テニス ・健康体操 ・ユニホック	3B体操	・ベタンク ・グラウンド・ゴルフ ・卓球 ・ティーボール 他	・ソフトテニス ・フットサル ・卓球 ・ウインドサーフィン ・スキー 他	・バスケットボール ・卓球 ・ゴルフ
活動種目以外	・スポーツレクリエーション大会	・交流イベント	・スポーツレクリエーション大会	・スポーツレクリエーション大会 ・交流イベント ・文化活動	社会貢献活動	講習会・研修会
一週間の活動日数	3～4日	3～4日	3～4回	1～2回	1～2回	5～6日
指導者	0人	8人	15人	10人	10人	4人
マネジャーの配置	常勤1人	なし	常勤1人	なし	なし	常勤1人
事務局員の配置	常勤3人	常勤1人	なし	非常勤3人	常勤1人	常勤1人
活動拠点	・公共スポーツ施設 ・学校体育施設	学校体育施設	公共スポーツ施設	学校体育施設	学校体育施設	学校体育施設



NPO法人かながわクラブ

横浜の住宅街のど真ん中で、サザエさん一家が安心して楽しめるクラブライフの実現を目指して活動しています。よろしくお願いたします。

NPO法人横濱ラグビーアカデミー

私達は、タグラグビーを通して、子供、保護者の皆様にラグビーを身近に感じていただき、ラグビーボールに触れていただきたいと考えております。小学校のタグラグビーの出前出張授業、年3回のタグラグビートーナメントなどを行なっています。また18年度からは、MM21スポーツパークで大人の為のタグラグビーも始めました。



金沢スポーツクラブ

クラブの上部組織「金沢区のスポーツを考える会」を中心に、クラブスタッフが世代別・ニーズにあった事業を展開し、住民を（会員）が支えるクラブです。

さかえスポーツくらぶ

さかえスポーツクラブは「子どもも大人も一緒になって気軽に楽しむスポーツくらぶ」です。ファミリーでご加入いただき、普段の生活にスポーツ活動を取り入れてみませんか？



資料編 “かながわ” の総合型地域スポーツクラブ



NPO法人横浜スポーツアンド カルチャークラブ (YSCC)

YSCC は今年 21 年目を迎えた中區で活動するクラブです。サッカーではアマチュアの最高峰に手が届いているサッカー自慢のクラブであり、ほかにお父さん・お母さんのためのサッカー教室、ヨガ、テニス、バドミントン、バスケットボール、スポーツチャンバラを展開中。集う仲間は 800 人に！！やりたいときが参加時です！！皆さまのご来場をお待ちしています。

平間スポーツレクリエーション クラブ

本クラブのモットーは“出来ない”という事を楽しむこと。老若男女問わず、笑顔で過ごせる場所を目指しています。



NPO法人高津総合型スポーツクラブ (SELF)

高津総合型スポーツクラブ SELF は幼稚園児から 92 歳のおじいちゃままで元気に活動しています。今年の 7 月にはミュージアム川崎の大ホールで高津中学の合唱コンクールに出席する為、毎週火曜日の練習に励んでいます。

金程中学校区

「わ・わ・わ・クラブ」

「わ・わ・わのネーミングは和・輪・話を意味し、本クラブはスポーツを通じて地域の和やかなコミュニケーションを図ります」





馬堀スポーツクラブ

少年少女のサッカーチームを母体に、バザー、レク活動、キャンプ等、「思い出づくり」と地域スポーツ活性化に向け、活動を展開しています。

〈馬堀スポーツクラブのモットー〉・子どもたちの思い出作り・指導者、父兄の積極参加・地域との融合

NPO法人

湘南ベルマーレスポーツクラブ

サッカー、ビーチバレー、トライアスロン、ソフトボールの各チームが、毎日様々な講習や大会を開催。

HPで随時参加者募集中！



港スポーツクラブ

本格的な活動を開始し、8ヶ月が経過しました。会員数も110名をこえることが出来ました。又、11月より地域の声にお答えしてジュニアバレーを開始することも出来ました。今後も地域を大切に密着した活動を展開してゆきます。

NPO法人

湘南ルベントスポーツクラブ

鎌倉市を中心に活動する湘南ルベントスポーツクラブです。湘南の光と風のようなさわやかなクラブを目指しています。子どもたちの笑顔が我々の宝です。



資料編 “かながわ” の総合型地域スポーツクラブ



善行・大越スポーツクラブ

善行・大越スポーツクラブは、5,584世帯で創るクラブです。過去40年の歴史を持つ既存組織を継承しながら、総合型地域スポーツクラブの手法を取り入れ組織の活性化と地域の活性化を目指しています。

相模原市相模台地区総合型地域 スポーツ・レクリエーションクラブ (JOIJOY)

私達 JOIJOY は、多種多様なスポーツ活動を体験・交流する機会を提供し、活動を通じて地域の連帯感を育み共に生きる心豊かなまちづくりをめざし自主的・主体的に活動しています。



NPO法人

相模原フットボールクラブ

サッカーを中心としてテニス、バドミントン、健康体操等を開催しています。あいことばは、「みんなでスポーツ」スポーツ関係団体とともに相模原市のスポーツ文化の発展に貢献したいと考えます。

NPO法人

相模原スポーツコミュニティー (SSC)

SSCは、神奈川総合産業高校バスケットボール部を始めとした様々な学校教育活動との連携を取り、一般から小中学生まで一貫指導体制の中でクラブとして運営をしています。また、知的障害者バスケットボール連盟とも連携をとって、大会運営のサポート等も行っています。

今後は他の部活動やスポーツ活動についても、クラブとしてサポートして総合型地域スポーツクラブとしての機能を高めていきます。





寒川総合スポーツクラブ

スポーツ好きな方達を増やすため、マタニティ・ベビービクスを行い、本年度は3歳までを対象に親子体操を開く予定です。3B体操の参加者を含むコミュニティーへ発展させたい。

NPO法人スポーツクラブ1994

当クラブは、寒川町で公認指導者、公認コーチの元に健康体操、アエロビック、陸上競技を幼児から高齢者まで一環指導を行い更にクラブ内での記録会や大会及び交流イベントや研修会を独自運営している総合型地域クラブです。



写真・文 : 各クラブより提供されたものを掲載 (順不同)

編集後記

「スポーツ振興基本計画」の柱の一つである「地域におけるスポーツ環境の整備充実」の必要不可欠な施策として「総合型地域スポーツクラブの全国展開」が挙げられました。具体的には、平成 22 年度までに各市区町村に少なくとも一つは総合型 SC を、将来的には中学校区の地域に密着することと、広域スポーツセンターを各都道府県に少なくとも一つ育成することが示されました。その方針に沿って、かながわの総合型地域スポーツクラブは、2007 年 2 月現在 18 クラブが活動をすでに開始しており、3 月末までにさらに 11 のクラブが創設される予定です。

しかし、スポーツ振興のために必要な財源確保の手段として期待された「スポーツ振興くじ (toto)」は、思うように進まず苦戦を強いられています。このことは、補助金が期待できなくなるなど、これからの総合型 SC に徐々に影響を及ぼすはずです。補助金を期待せずどのようにスポーツクラブを定着させ発展させていくか、その方途をしっかりと定めるために、スポーツクラブの原点に立ち返って知恵を出し合うことの必要性が指摘されています。

このような状況を背景に、かながわの総合型 SC をどう普及し定着させていくかをきちんと検討する必要があるということから、平成 18 年 4 月に総合型地域スポーツクラブ普及・定着化協議会が結成されました。委員により 7 回の会議が開催され、そこで検討され了解された内容を軸に委員自らがまとめたのが、このハンドブックです。

協議会委員が特に重視したことは、クラブ運営の柔軟性とサービスの内容です。

スポーツクラブを市場経済の原理に合わせて「経営」していくことも一つの方法でしょうし、スポーツ活動の機会を自分たちで用意し、自分たちで楽しむという、いわば自給自足型のスポーツクラブの「運営」も魅力のある方法です。かながわの総合型 SC には、すでにその両方が混在しています。どちらの型も大いに結構、多様で柔軟なクラブが共存共栄していくことで地域のスポーツ環境はより充実するとの認識です。

しかし、型はいろいろあっても、サービスは同じ方向をめざすことが求められます。その方向とは、活動だけではなく良質な「クラブライフ」を経験する機会もまた提供しようということです。サッカーやニュースポーツが楽しめればそれで良いというのではなく、それを大事にしながら、クラブ内での会話や人間関係、クラブ運営のボランティア活動などの体験も大切にしていこうというのが基本的なスタンスです。

このハンドブックは、教科書のように知識を満遍なく網羅するというのではなく、できるだけ実際に即して役立つ情報を入れ込もう、考えるヒントが得られるような内容にしよう、そして、これからも問題を発見し最適解を求めるための工夫を続けていこうという思いから、冊子ではなくバインダーで綴じるようにしました。

このハンドブックが、すでに立ち上がったクラブ、立ち上がろうとしているクラブ、さらにこれから立ち上げようとしている未来のクラブに、少しでもお役に立てたら、うれしく思います。

総合型地域スポーツクラブ普及・定着化協議会

委員長 西野 仁

「かながわ 総合型地域スポーツクラブ ハンドブック」

執筆者： 西野 仁 東海大学体育学部 教授
野川 春夫 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授
早瀬 健介 東京女子体育大学体育学部 助教授
佐藤 由夫 有限会社日本自由時間スポーツ研究所 所長
内田 佳彦 NPO 法人かながわクラブ 理事長

編集：総合型地域スポーツクラブ普及・定着化協議会

委員長	西野 仁	前掲
委員	野川 春夫	〃
委員	早瀬 健介	〃
委員	佐藤 由夫	〃
委員	内田 佳彦	〃
委員	茂木 正彦	財団法人神奈川県体育協会 生涯スポーツ課 課長
委員	内藤 通昭	県教育委員会教育局スポーツ課 主幹
委員	久保寺 忠夫	県立体育センター生涯スポーツ推進室 室長

ワーキンググループ：

久保寺 忠夫	前掲
佐野 朗子	県立体育センター生涯スポーツ推進室 主幹兼研修指導主事
市川 明宏	県教育委員会教育局スポーツ課 副主幹
小澤 忠弘	財団法人神奈川県体育協会生涯スポーツ課 主任主事
米山 教子	県立体育センター生涯スポーツ推進室 主査兼研修指導主事

協力： 遠藤 晃弘 (財) 日本体育協会委嘱総合型地域スポーツクラブ育成アドバイザー
吉原 さちえ (財) 日本体育協会委嘱総合型地域スポーツクラブ育成アドバイザー
東海大学体育学部スポーツ・レジャーマネジメント研究室
順天堂大学スポーツ健康科学部 野川研究室
有限会社日本自由時間スポーツ研究所

製作： 学校法人東海大学
発行日： 平成 19 年 3 月
発行： **神奈川県立体育センター**
251-0871 神奈川県藤沢市善行 7-1-2
TEL 0466-81-2803 FAX 0466-83-4622
URL <http://www.pref.kanagawa.jp/oshirase/40/4317/>